

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**条 例**

- 福島県条例の一部を改正する条例 一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 一
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 一
- 知事等の損害賠償責任の一部を改正する条例 五
- 福島県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に関する条例 五
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例 五
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 六
- 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例 六
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 六
- 福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例 七
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例 七

## 条 例

福島県条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、知事等の損害賠償責任の一部を改正する条例、福島県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に関する条例、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例及び福島県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

福島県知事 内堀雅雄

## 福島県条例第三十四号

### 福島県税条例の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。  
 第三十一条の第三項中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改める。  
 第三十九条第一項第三号中「小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則」の下に「第三条の第十四第一項」を加え、「同項第十四号」を「同法第二条第一項第十四号」に改め、「発電事業（これに準ずるものとして施行規則」の下に「第三条の第十四第二項」を加える。  
 第四十一条の第三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第四十一条の五第二項中「施行規則」の下に「第八条の四第一項」を加え、「が同項第一号」を「が前項第一号」に改め、同条第三項中「第八条の四」を「第八条の四第二項」に改める。

附則第四条の五第一項の表附則第十六条第三項の項及び同条第三項の表附則第十六条第三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に改め、「第三十五条の二」の下に、「第三十五条の三」を加える。

附則第七条の四の四第二項中「記載した施行規則」の下に「附則第二条の六第一項」を、「として施行規則」の下に「附則第二条の六第二項」を加える。

附則第八条第九項中「第六条の二第七項」を「第六条の二第六項」に改め、同条第十項中「第六条の二第八項」を「第六条の二第七項」に改め、同条第十項中「第六条の二第九項」を「第六条の二第八項」に改め、同条第十二項中「第六条の二第十項」を「第六条の二第九項」に改める。

附則第八条の二の第三第二項中「記載した施行規則」の下に「附則第三条第一項」を、「として施行規則」の下に「附則第三条第二項」を加える。

附則第九条第四項中「第七条第十二項」を「第七条第十一項」に改め、同条第五項中「第七条第十三項」を「第七条第十二項」に、「第七条第十五項」を「第七条第十三項」に改め、同条第六項中「第七条第十六項」を「第七条第十四項」に、「第七條第十七項」を「第七條第十五項」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「第三条の二の十六第一項」を「第三条の二の十五第一項」に、「第七條第十七項」を「第七條第十六項」に改め、同項第一号ア中「第七條第十八項」を「第七條第十七項」に、「第七條第十九項」を「第七條第十八項」に改め、同項第一号ア中「第七條第二十項」を「第七條第十九項」に、「第三条の二の十六第二項」を「第三条の二の十五第二項」に、「第七條第二十一項」を「第七條第二十項」に改め、同号イ及びエ中「第七條第二十二項」を「第七條第二十一項」に改め、同条第九項中「第七條第二十三項」を「第七條第二十二項」に改め、同条第十項中「第七條第二十四項」を「第七條第二十三項」に改め、同条第

十一項中「第三条の二の二十一」を「第三条の二の二十」に改める。  
 附則第十五条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

附則第十六条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第六項中「施行令」の下に「附則第十七条の二第四項」を、「施行規則」の下に「附則第十三条の三第十一項」を加える。

## 第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十三条の二第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第三十八条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第三十八条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三十八条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改める。

第三十八条第二項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の二第一項中「第四項、第十九項、第二十一項及び第二十二項」を「第三十一項、第三十三項及び第三十四項」に、「第三項」を「第二項後段」に改め、同条第二項中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第五十六項」に、「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に改める。

第三十八条の六第一項中「第三十九条の十七の二を除き」を「この項において」に改め、「締約者（以下）及び協議（以下）」の下に「この項において」を加え、「及び次条第一項」を削り、「第五十三條第二十三項」を「第五十三條第三十五項」に改める。

第三十八条の七を次のように改める。

### 第三十八条の七 削除

第三十九条の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第百五十二條第一項」を「第四条の四及び第百五十二條第三項」に改める。

第三十九条の三第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十九条の十一第一項第四号ア中「当該連結親法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この号において同じ。）」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に改め、同号イ中「当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「当該各事業年度の決算」に、「当該連結法人」を「当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所

得の金額」を「法人税法第二編第一章第十一節第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「が租税条約」を「が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項において「租税条約」という。）」に、「又は条約相手国等」を「又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）」に、「から相互協議」を「から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）」に、「第五十三條第二十三項」を「第五十三條第三十五項」に改める。

第三十九条の十二の五を削る。

第四十一条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「二グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第七条の二の四を削る。

附則第七条の四の四第一項中「以下この条及び」を削り、「（以下この条）」を「（以下この項）」に、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第五十三條第二十四項から第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第五十三條第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同条第二項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同条中第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第八條の二の二第十四項」を「第八條の二の二第八項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第八条第四項中「（次項において「連結申告法人」という。）」、「及び次項」及び「（次項において「雇用安定控除調整率」という。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に、「第四項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」を「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」に、「第六項」を「次項」に改め、「及び次項」、「。次項において同じ」及び「、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）」に百分の七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には当該合計額の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とを削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「及び第五項」、「これらの規定を」及び「又は第五項」を削り、「、これら」を「、第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第八条の二の三第一項中「又は同法第百二十一條第一項の承認を受けていない

法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。  
 附則第二十条の二第一項中「非課税上場株式会社等管理契約（以下この条）を「非課税上場株式会社等管理契約（次項）」に、「と」という。）又は「を」という。）、「に」に基づき「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（次項）において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「と」という。）又は「を」という。）、「に」を「から」を、「同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を、「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を、「累積投資勘定 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

**第三条** 福島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十条の三の二第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

**第二十一条** 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等

第十三条の二第七項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

**第二十三条** 第四十条の十三第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第四十条の十六の二に規定する耐震改修に係る契約を施行し、同項第三十八條に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第二十八条第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第四十条の十六の二の規定の適用については、同条中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内」に、「当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十条の十四第一項及び第四十条の十六の八第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十条の十四第一項	一年六月以内、同項	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第四十条の十六の二に規定する耐震改修を
第二号		

第四十条の十六の八第一項	六月以内	から六月以内 から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで	いう。以下この項において同じ。） の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
--------------	------	--	--

**第四条** 福島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第三条の二第一項中「並びに附則第二十条の四第一項」を、「附則第二十条の四第一項並びに附則第二十四条」に改める。

附則第二十三条を附則第二十五条とし、附則第二十二條の次に次の二条を加える。

**第二十三条** 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第二項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の第二十六条の三第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十六条の三の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

**第二十四条** 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

**附則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福島県税条例第四十一条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第五条の規定 令和二年十月一日
- 二 第一条中福島県税条例第二十五条及び第三十一条の三第一項の改正規定並びに同条例附則第四条の五第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条第三項の改正規定、第四条の規定並びに附則第二条第二項及び第三項並びに第八条の規定 令

和三年一月一日

三 第二条中福島県税条例附則第二十条の二第一項及び第二項の改正規定 令和三年四月一日

四 第二条中福島県税条例第四十一条の三第二項ただし書の改正規定及び附則第六条の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二号及び次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定 令和四年四月一日

六 第二条中福島県税条例第二十三条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十五条及び第三十一条の三第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第三十一条の三第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦（旧地方税法第三十四条第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二十三条第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日以前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日以前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

**第三条** 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の福島県税条例（以下「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「五号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親

法人事業年度をいう。以下同じ。）が五号施行日以前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、五号施行日以前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び五号施行日以前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の福島県税条例（以下「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

**第四条** 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、五号施行日以前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により五号施行日以後に所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人が五号施行日の属する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日以前に開始した連結事業年度を含む。）において四年旧条例第三十九条の十一第一項第四号の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新条例第三十九条の十一第一項第四号の提出期限の延長がされたものとみなす。

（たばこ税に関する経過措置）

**第五条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

**第六条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

**第七条** 第三条の規定による改正後の福島県税条例附則第二十二条の規定は、令和二年四月三十日から適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

**第八条** 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から令和二年十月三十一日までの間にした場合において、当

該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して令和二年四月三十日から令和三年一月二十九日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福島県税条例附則第二十三条の規定を適用することができる。

(税 務 課)

**福島県条例第三十五号**

**福島県税特別措置条例の一部を改正する条例**

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の七中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(税 務 課)

**福島県条例第三十六号**

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)

7 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第九条の規定は適用しない。

8 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき四千円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

**附 則**

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和二年二月一日から適用する。

(感染症防疫等作業手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

3 (人事委員会規則への委任)  
この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人 事 課)

**福島県条例第三十七号**

**知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例**

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは職員又は職員(同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責に關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免除される。

一 地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等に定める数に乗じて得た額

ア 知事 六

イ 副知事、教育長、教育委員会の委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業の管理者 二

エ 職員(地方警務官並びにイ及びウに掲げる職員を除く。) 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数に乗じて得た額

ア 警察本部長 二

イ 警察本部長以外の地方警務官 一

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第三十八号**

**福島県公立大学法人の役員等の損害賠償責任に関する条例**

福島県公立大学法人に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第十九

条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（私学・法人課）

福島県条例第三十九号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「病院」を「診療所」に改める。

第三条第三項中「病院の」を「診療所の」に改め、同項の表中「福島県太陽の国病院」を「福島県太陽の国クリニック」に改める。

第六条第一項第三号中「太陽の国病院（以下「病院」を「福島県太陽の国クリニック（以下「クリニック」に、又は病院」を「又はクリニック」に改める。

第十条第一項中「病院」を「クリニック」に改め、同条第二項中「病院」を「クリニック」に改める。

第十一条第二項、第十二条及び第十四条中「病院」を「クリニック」に改める。

第十五条中「病院の指定管理者は、病院」を「クリニックの指定管理者は、クリニック」に、「から病院」を「からクリニック」に、「病院利用料金を「クリニック利用料金」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「病院」を「クリニック」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（保健福祉総務課）

福島県条例第四十号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表十七の項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同表三十七の項及び三十八の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同表三十九の項及び四十の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「同条第九項」を「同

条第十三項」に改め、同表四十一の項及び四十二の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表五十の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。

（薬務課）

福島県条例第四十一号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例

福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の1の表研究棟の部貸出倉庫六の款の次に次のように加える。

貸出倉庫七	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫八	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫九	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫十	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫十一	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫十二	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫十三	一月につき	一一、四〇〇円
貸出倉庫十四	一月につき	一一、四〇〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県条例第四十二号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「不返還」の下に「の原則」を加え、同条中「技能検定試験手数料」の下に「（以下「既納付試験手数料」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職業訓練指導員試験又は技能検定試験を中止した場合に  
は、当該職業訓練指導員試験又は当該技能検定試験に係る既納付試験手数料の全部を  
返還する。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、令和二年四月一日以降に実施される職業能力開発促進法  
（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づ  
く職業訓練指導員試験を受けようとする者に係る職業訓練指導員試験手数料及び職業  
能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号。以下「政令」という。）  
第二条第一号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者に係る技能検定試験手  
数料から適用し、同日前に実施された法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導  
員試験を受けようとする者に係る職業訓練指導員試験手数料及び政令第二条第一号の  
規定に基づく技能検定試験を受けようとする者に係る技能検定試験手数料については、  
なお従前の例による。

（産業人材育成課）

**福島県条例第四十三号**

**福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例**

福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第一百十二号）の一部を次の  
ように改正する。

第三条第一項の表一の項中「結核病」を「結核」に、「ブルセラ病」を「ブルセラ症」  
に改め、同表五の項から八の項までの規定中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三  
項」に改める。

**附 則**

この条例は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施  
行の日から施行する。ただし、第三条第一項の表五の項から八の項までの改正規定は、  
令和三年四月一日から施行する。

（畜産課）

**福島県条例第四十四号**

**福島県営住宅等条例の一部を改正する条例**

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正  
する。

別表第三中「大熊町」を「大熊町 双葉町」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

（建築住宅課）